第二十三条　留保

(1)　［留保］

いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、第六条(1)の規定を特許協力条約に基づき国際出願に適用される発明の単一性に関する要件について適用しない旨を宣言することができる。

(2)　［方法］

(1)の規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(3)　［撤回］

(1)の規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(4)　［その他の留保の禁止］

留保は、(1)の規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

第二十四条　この条約の廃棄

(1)　［通告］

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2)　［効力発生の日］

廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で、又は当該通告において明示されたそれよりも遅い日に、効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に関し、当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の出願又は効力を有する特許についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。

第二十五条　この条約の言語

(1)　［正文］

この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語のみによる原本一通について署名する。

(2)　［公定訳文］

事務局長は、関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、関係国とは、この条約の締約国である国又は第二十条(1)の規定に基づきこの条約の締約国となる資格を有する国であって当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州特許機構、ユーラシア特許機構、アフリカ広域工業所有権機関及びこの条約の締約国である他の政府間機関又はこの条約の締約国になる資格を有する他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

(3)　［正文の優先性］

正文と公定訳文との間に解釈について意見の相違がある場合には、正文が優先する。

第二十六条　この条約の署名

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において、第二十条(1)の規定に基づきこの条約の締約国となる資格を有する国並びに欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関による署名のために開放しておく。

第二十七条　寄託者及び登録

(1)　［寄託者］

この条約の寄託者は、事務局長とする。

(2)　［登録］

事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

PATENT LAW TREATY

TABLE OF CONTENTS

Article 1　Abbreviated Expressions
Article 2　General Principles
Article 3　Applications and Patents to Which the Treaty Applies
Article 4　Security Exception
Article 5　Filing Date
Article 6　Application
Article 7　Representation
Article 8　Communications; Addresses
Article 9　Notifications
Article 10　Validity of Patent; Revocation
Article 11　Relief in Respect of Time Limits
Article 12　Reinstatement of Rights After a Finding of Due Care or Unintentionality by the Office
Article 13　Correction or Addition of Priority Claim; Restoration of Priority Right
Article 14　Regulations
Article 15　Relation to the Paris Convention
Article 16　Effect of Revisions, Amendments and Modifications of the Patent Cooperation Treaty
Article 17　Assembly
Article 18　International Bureau
Article 19　Revisions
Article 20　Becoming Party to the Treaty